

消 防 計 画 書

(目 的)

第 1 条 この計画は () における非常災害に対し事前に防止するため管理の徹底を期し火災その他の災害による被害を最小限にとどめることを目的とする。

(総 括)

第 2 条 () は非常災害予防に関する事務を統括するとともに、職員を指揮監督し万全を期さなければならない。

(防火管理者の任命)

第 3 条 () は有資格者の中から防火管理者を任命する。

(防火管理者の職務)

第 4 条 防火管理者は防火に必要な業務を行うものとする。

- 2 防火管理者は常に消防の用に供する設備、消火活動上必要な施設の点検及び整備を行い火気責任者に必要の指示を与える。
- 3 防火管理者は消火通報及び避難の訓練を定期的実施しなければならない。

(消防計画)

第 5 条 防火管理者は消防計画を作成する時は次の各号の事項について定めるものとする。

- (1) 自衛消防組織に関すること。
- (2) 防火対象物について火災予防上の自主検査に関すること。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関すること。
- (4) 避難通路、避難口、安全区画、排煙又は防煙区画、その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- (5) 防火壁、内装その他防火上の構造の維持管理に関すること。
- (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
- (7) 防火上必要な教育に関すること。
- (8) 消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (9) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (10) 防火管理について消防機関との連絡に関すること。
- (11) 増改築又は模様替え等の工事中防火対象物における防火管理者又は補助者の立会いその他火気の使用又は取り扱いの監督に関すること。
- (12) 前各号のほか防火対象物における防火管理に関し必要な事項。

(訓練)

第6条 () もしくは防火管理者は非常災害発生に備え必要に応じて次の訓練を行うものとする。

- (1) 通報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練 1回以上 (昼間・夜間)
- (3) 消火器材取扱訓練
- (4) 総合訓練 年1回以上 (月)

(火気責任者)

第7条 別表1に定める火気責任者は火気使用の場合、次の事項に留意して火災予防に努めなければならない。

- (1) 火気使用の時は他に引火の恐れはないか確認すること。
- (2) 火気使用中は消火用水を用意する。
- (3) 火気使用中は引火の恐れのあるものを火気に近づけない。
- (4) 火気使用後は残火、元栓等の確認をすること。
- (5) その他火気取扱いに関して、防火上必要な事項。

(職員の職務)

第8条 職員は常に火災予防に遵守しなければならない。

- (1) 焼却炉以外で紙くず、その他の物を焼却しないこと。
- (2) 火気を使用後は完全に消火し、残火のないことを確認すること。
- (3) 平常使用以外でやむおえず火気を使用するときは火気責任者の承認後とする。
- (4) 喫煙は決められた場所で行うこと。
- (5) 電気機器の使用後は電源の遮断等を確認すること。
- (6) 防火上危険な個所を発見した時はただちに (防火管理者が上司) に報告すること。
- (7) 防火壁、非常口、防火シャッター等の近辺には物品を置かないこと。
- (8) その他火気の手扱いは防火管理者又は火気責任者の指示に従うこと。

(宿直者の職務)

第9条 宿直者は常に火災予防に留意し、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 施設内外の巡視を確実に行うこと。
- (2) 非常口、防火壁、防火シャッター状況の確認を行うこと。
- (3) 火災が発生した場合は初期消火の措置を講ずると共に消防機関、その他必要関係機関に通報すると共に () を安全な場所に避難させること。
- (4) 公設消防隊が来たら内部状況を適確に伝える。

(非常持出)

第10条 () はあらかじめ非常持出物件を指定すると共に非常災害が発生した時は迅速に搬出できるよう準備しておかなければならない。

(防火組織)

第 11 条 () は非常災害に備えて別表 2 に定める自衛消防隊を組織しなければならない。

(非常召集)

第 12 条 () は非常災害が発生した時は昼夜を問わず別表 3 に定めるところにより所属職員を非常召集するものとする。

(自主検査)

第 13 条 火災予防上の自主検査、消防用設備の点検は次による。

(1) 自主検査

区 分	事 項	検 査 係	回 数
防火上の設備	全 般	防 火 管 理 者	随 時
整理整掃状況	屋 内 外 一 般	各 職 場 の 責 任 者	終 業 後 1 回 以 上
喫 煙 管 理	全 般	()	随 時
火気使用施設	器具及び管理	()	始 終 業 後 1 回 以 上
危 険 物 関 係	全 般	()	随 時
電 気 設 備	全 般	()	毎 月 1 回 以 上

(2) 消防用設備点検

区 分	事 項	点 検 者	外 観	作 動 ・ 性 能	精 密 検 査
消防の用に供するもの (消火警報避難設備等)	一 般	()	1 ヶ月	6 ヶ月	1 年
	全 般	()	1 回	1 回	1 回
消火器の員数、出入口通路非常口の障害状況等	屋 内	()	毎日 1 回以上		
	屋 外				

(3) 自主点検の結果は点検記録簿に記載しておかなければならない。

(消防機関への報告、届出等)

第 14 条 () は次の事項について消防機関への報告、届出又は連絡を行うものとする。

- (1) 防火管理者の選任（解任）届出に関する事。
- (2) 消防訓練実施における事前通報又は指導の要請に関する事。
- (3) 消防用施設等の点検結果の報告に関する事。
- (4) その他の法令に基づく届出連絡事項に関する事。

(付 則)

この計画書は令和 () 年 () 月 () 日 より施行する。

別表 1

() 火災予防組織

管理について権原
を有するもの ()

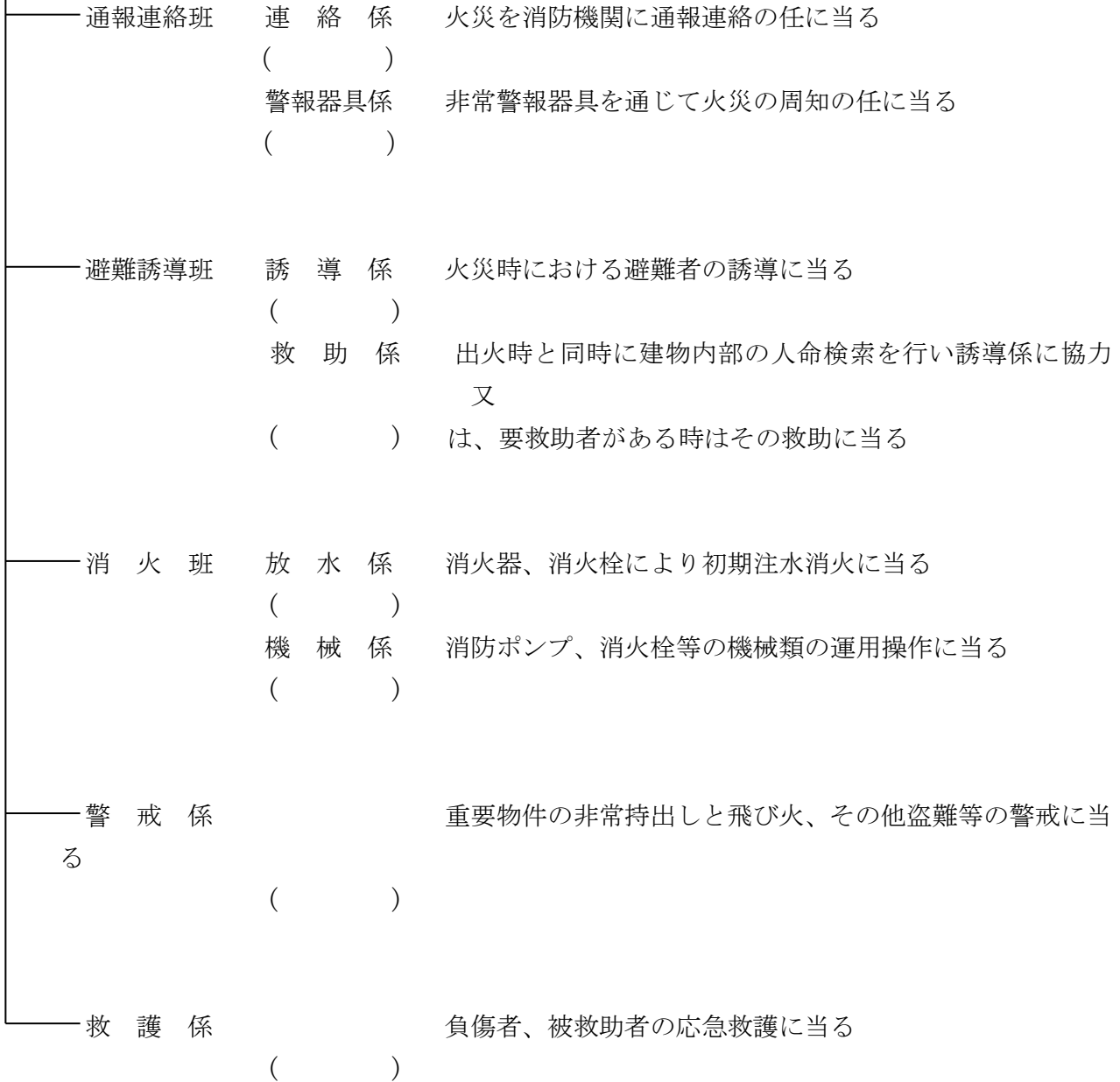
防火管理者 ()

- 防火担当の責任者 () 防火管理の責任者は、各火元責任者及び一般の火気（器）、電気配線、危険物等、防火管理責任を分担する
- 建築物等の検査班 () 建物内外の防火的な位置、構造、使用状況、防火戸、排煙口等の管理及び検査の任に当る
- 火気使用施設検査班 () 炊事器具、採暖用器具、燃料置場、灰捨て場、喫煙所等の火気使用箇所の管理及び検査の任に当る
- 電気設備検査班 () 電気主任技術者と連携をとり、電気配線、電気器具等の火災予防管理及び検査の任に当る
- 危険物（準危険物） () 危険物保安監督者と連携をとり、安全管理及び検査の任に当る検査班
- 消火設備点検整備班 () 消火器、消火栓、自衛消防ポンプ等の機能及び障害物除去の管理及び検査の任に当る
- 警報設備点検整備班 () 避難階段、非常口、救助袋、梯子等の点検整備の任に当る

() 自 衛 消 防 組 織

自 衛 消 防 隊 長 ()

自 衛 消 防 副 隊 長 ()



消 防 計 画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

(目的)

第1条 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- (1) 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- (2) 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表された場合等日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 従業員を_____に集合させ避難させること。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- (2) 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等

防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。
- (2) 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。この場合、避難路の積雪や凍結等に考慮すること。
- (4) 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した以後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第8条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとし、避難が困難となる冬期に行うことも考慮するものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第9条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 従業員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第10条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識